

パブリックコメントの結果公表

様式3

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「第2次藤枝市文化マスタープラン」(案)
<p>「第2次藤枝市文化マスタープラン」(案)に対し、ご意見をいただきありがとうございます。提出された意見の内容(要約)及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。</p>	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	4 人
(2) 提出された意見の数	9 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	3 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	4 件
(3) 今後の参考とする意見	2 件
(4) 反映できない意見	件
(5) その他(質問含む)	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	4ページの文化の範囲の芸術分野の例に、陶芸を入れていただきたい。	文化の範囲の例は、文化芸術基本法を踏まえ、主なものを記載しました。本計画では、陶芸は、芸術分野の「美術」に該当するとしています。 市内では、陶芸センターや各地区交流センターなどで、多くの市民が陶芸に勤めています。今後もこうした制作の場を充実させていくとともに、瀬戸谷地区で計画している「陶芸村構想」の推進により地域振興を図っていきます。	既に盛り込み済みの意見
2	6ページの基本理念の「学校教育の普及と共に市内の学校に広がった合唱は、世代を超え幅広い年齢層に親しまれている本市が誇れる文化活動です。」の一文は、前後との文脈が繋がらず、唐突に感じる。	「加えて、子どもから大人まで広く親しまれている合唱は、本市を象徴する文化として市民の誇りとなっています。」に修正します。	反映した意見
3	市内にも、多くの音楽家や芸術家がありますが、そうした方々を起用して、子どもから大人まで楽しめるイベントを実施してはどうでしょうか。	本市を拠点として活動している地元の芸術家等は、本市の文化を支える存在です。本計画でも基本方針1の中で、14ページの(2)文化の担い手の発掘、育成及び支援を挙げていますが、芸術文化の更なる振興に向けて、今後も発表の場の提供やアウトリーチ活動への起用などにより、支援を行っていきます。	既に盛り込み済みの意見
4	市民に文化活動を促すためには、活動への助成を含めた支援が重要です。市内の文化活動に一生懸命取り組んでいる人たちへの、より充実した支援をお願いします。	基本方針2の中で、19ページの(1)文化活動への支援に挙げていますが、文化団体などが行う文化活動に対して、補助金交付などの支援をしています。今後も必要に応じた支援を続けていきますが、補助金等のあり方については、有効に活用できるよう「選択と集中」の観点を十分に考慮して進めていきます。	既に盛り込み済みの意見

5	本市の姉妹都市であるペンリス市や楊州市とは、教育や産業の面での交流はあるが、芸術文化の交流も図っていただきたい。	22ページの文化を活用した国際交流及び誘客の促進に「姉妹都市であるオーストラリアのペンリス市や韓国の楊州市などの文化の交流を進めていきます。」を追記します。	反映した意見
6	27ページの(4) 文化的景観の保全と整備の現状・課題の中で、「文化的景観については、次代に受け継ぐための保全と合わせて、史跡など歴史的場所の存在や伝説などを広く知らしめる必要があります。」とあるが、「知らしめる」は“否応なく認めさせる”の意もあり、威圧的な印象を受ける。	「歴史的場所の存在や伝説などを広く伝えていく必要があります。」に修正します。	反映した意見
7	蓮華寺池公園の音楽堂や岡部宿内野本陣史跡広場などの文化活動ができる公共施設を市民が有効に活用できるよう、必要な整備を行っていただきたい。	28ページの基本方針4の重点プロジェクト「公の施設の活用促進」にも挙げていますが、市民の文化活動の拠点となっている市内の文化施設については、今後も多くの市民が気軽に活用できるよう、情報発信及び、施設整備を図り、適正な維持管理に努めます。	既に盛り込み済みの意見
8	文化振興計画を知らない市民が多いと感じる。合唱や踊りなどの文化活動に普段から携わっている人だけでなく、一般の市民が参加するようになって、初めて「文化振興」といえるのではないか。具体的にどうすれば芸術文化の認知度が上がるのか、アイデアを公募するのはどうか。	本計画の推進に当たっては、市が市民と協働して基本理念を実現する取組を総合的、継続的に推進することが求められます。そのため、市民の皆さんに本計画を理解していただけるよう、広報紙や市のホームページ、地域に出向く出前講座などにより、周知を図っていきます。	今後の参考とする意見
9	藤枝市の豊かな芸術文化を次世代の子ども達に継承し、育んでいくため、文化マスタープランの推進とともに、文化振興条例の制定について、検討をお願いします。	条例の制定については、本計画を推進していく中で、多くの市民の意見を集約しながら検討していきます。	今後の参考とする意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	「第2次藤枝市文化マスタープラン」(案)
意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・街道・文化課・岡部支所・文化センター・各地区交流センター
担当課	藤枝市 市民文化部 スポーツ・文化局 街道・文化課(担当者 山本) 電話 : 054-643-3036 (内線 3702) 電子メール : bunka@city.fujieda.shizuoka.jp